

## 水道事業経営計画策定及び経営戦略改定支援委託プロポーザル実施要領

### 1 契約の目的

本委託は、令和8年度内に策定予定の次期水道経営戦略案の整理及びその中核となる投資と財源計画並びに令和9年度から令和12年度の次期水道料金改定の必要性を判断するための調査・分析及び比較検討資料の作成を委託するものである。

### 2 契約の概要

#### (1) 業務名

水道事業経営計画策定及び経営戦略改定支援委託

#### (2) 業務内容

- ア 次期経営戦略（令和9～18年度）改定案の整理
- イ 将来の投資及び財源計画案（令和9～18年度）の整理
- ウ 料金改定の必要性検討
- エ 審議会の運営支援及び経営戦略改定

#### (3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

### 3 提案限度額

30,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

### 4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
  - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）

- イ 平成27年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として以下の業務実績を各1件以上有する者であること。
- （ア）水道料金又は下水道使用料の改定支援に関する業務
- （イ）水道事業若しくは下水道事業経営戦略の策定又は改定支援に関する業務
- ただし、（ア）、（イ）を同一契約で請け負った場合、各1件とする。

## 5 スケジュール

3月24日（月）	業者選定審査会による方式の決定
4月 2日（水）	事業実施の公告、公表、公募の開始
4月 2日（水）	業務説明資料等の交付開始
4月15日（火）	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月16日（水）	参加資格確認通知書の送付
4月21日（月）	質問の回答期限
5月 7日（水）	提案書等の提出期限
5月16日（金）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月19日（月）	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
6月 2日（月）	業者選定審査会による業者の決定
6月10日（火）	見積徴取
6月19日（木）	契約締結

## 6 業務説明資料等の交付

### （1）交付期間

令和7年4月2日（水）から同年4月15日（火）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

### （2）交付場所

豊田市役所上下水道局 経営管理課 水道経営担当（西庁舎3階）又は豊田市ホームページからダウンロード

## 7 参加表明書の提出及び参加資格の確認

### （1）提出期限

令和7年4月15日（火）午後5時15分まで

### （2）提出場所

豊田市役所上下水道局 経営管理課 水道経営担当（西庁舎3階）

### （3）提出方法

持参、郵送又はメール（提出期限必着）

### （4）添付書類

4 参加資格要件（7）イが確認できる書類（契約書などの写し）

## 8 質問の受付及び回答

### （1）受付期限

令和7年4月15日（火）午後5時15分まで

(2) 受付方法

持参、郵送又はメール（受付期限必着）

(3) 回 答

令和7年4月21日（月）までに豊田市ホームページにて行う。

9 提案書等の提出書類

A4サイズ片面15枚以内（(6) その他の提出書類を除く。）に以下内容を記載し、提出すること（提出部数は正本1部、副本9部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

(1) 業務実績

企業、業務担当責任者及び主任担当者それぞれの以下に掲げる2種類の業務実績（いずれも、平成27年4月以降に官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務に限る。）の一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

業務① 水道料金又は下水道使用料の改定支援に関する業務

業務② 水道事業若しくは下水道事業経営戦略の策定又は改定支援に関する業務

※企業、業務担当責任者及び主任担当者の主体ごとに分けて実績を記載すること。

※記載数の上限は、主体ごとに各業務最大5件までとする。よって、主体ごとに最大10件、3者あわせて最大30件を記載できる。

※同一契約に業務①及び業務②の内容が含まれている場合は、業務①及び業務②の両方に当該契約を実績として挙げることができる。

※実績とする契約は主体間で重複して構わない。

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、現在の手持ち業務

※公認会計士、技術士（上下水道部門）の資格を有する場合は必ず記述すること。

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

ア 豊田市水道事業の経営状況を踏まえ、今後20年間の健全経営を目指して、次期経営戦略期間（令和9年度～令和18年度）で取り組むべき抜本的な経営基盤強化策（料金改定を除く。）を列挙すること。また、列挙した経営基盤強化策に取り組む前の現状と取り組んだ場合の変化をあわせて示すこと。

イ 現豊田市水道事業経営戦略における財政収支計画を前提に、次期料金算定期間（令和9年度～令和12年度）での理想的な水道料金体系の考え方を示すこと。

(5) 工程計画

(6) その他の提出書類

ア 見積書及び積算内訳書（1部）

イ (1)の内容を証明する契約書等の写し（1部）

ウ (2)公認会計士、技術士（上下水道部門）であることを証明する書類等（1部）

10 提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時15分まで

(2) 提出場所

豊田市役所上下水道局 経営管理課 水道経営担当（西庁舎3階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(4) その他

参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

1.1 ヒアリング

(1) 開催日時

令和7年5月16日（金）

午前9時から午後3時までのうち指定する30分間（時間は後日連絡する。）

(2) 開催場所

豊田市役所 上下水道局第1会議室（西庁舎1階）

(3) 備考

ア 提出された提案書等に基づき1社30分間（説明15分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。

イ 出席者は5人以内とし、原則、業務担当責任者及び主任担当者は出席すること。ただし、やむを得ない事情により、発注者が認めた場合はこの限りではない。

ウ プロジェクター等、機器の貸し出しが必要な場合は事前に連絡すること。

エ プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合があります。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

1.2 選考委員

委員長 上下水道局 副局長 中根 武人

委員 学識経験者 竹内 信仁（名古屋大学 名誉教授）

上下水道局 専門監 中川 啓二

（上下水）企画課 課長 新岩 康正

料金課 課長 太田 昌男

経営管理課 課長 愛知 史康

1.3 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とす

る。

ア 業務経歴等（30点）

（ア）企業の業務実績（10点）

- (イ) 業務担当責任者の業務経験 (10点)
- (ウ) 主任担当者の業務経験 (10点)
- イ 業務実施計画等 (70点)
  - (ア) 業務実施体制 (10点)
  - (イ) 業務実施方針 (10点)
  - (ウ) 本業務についての提案・意見 (40点)
  - (エ) 工程計画 (5点)
  - (オ) 取組意欲 (5点)

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点者が複数であった場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

#### 1.4 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
  - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき

- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

**【問合せ先（提出先）】**

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所上下水道局 経営管理課 水道経営担当 竹内（西庁舎3階）

電話番号 (0565) 34-6623

FAX (0565) 36-5529

E-mail keieikanri@city.toyota.aichi.jp

## 別表

## 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>